

以下の問題は例題です。（大阪府職員採用試験で実際に出題された問題とは限りません。）

例 題

憲法第 20 条の信教の自由に関する記述として、最高裁判例に照らし、最も適切なものはどれか。

1. 宗教上の人格権である静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益は、何人にとっても、これを直ちに法的利益として認めることができる性質のものと考えらるべきである。
2. 政教分離規定については、国家と宗教との分離について、信教の自由を直接的に保障するものであると考えられており、単なる制度的保障の規定とはみなされていない。
3. 信仰上の真摯な理由から剣道実技に参加することができない学生に対し、代替措置として他の体育実技の履修等を求めた上で、その成果に応じた評価をすることは、特定の宗教を援助、助長、促進する効果を有するため違憲である。
4. 憲法の禁止する宗教的活動とは、国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すとされている。
5. 宗教法人法による宗教法人の解散命令の制度は、専ら宗教法人の世俗的側面を対象としており、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではないと考えられている。

【正答：5】